

～前橋市スポーツ協会創立８０周年記念事業～
前橋市地区市民運動会実施要項
(令和８年度)

1 趣 旨

市民が多数運動会に参加し、体育・レクリエーション活動を通じ、生涯にわたりスポーツに親しみ、健康・体力の維持増進と地区住民相互の親睦を深め、地区体育の振興を図ることを目的とする。

2 主催・後援

- (1) 主 催 前橋市 前橋市教育委員会 (一財) 前橋市スポーツ協会
地区市民運動会実施委員会 地区内各種関係団体
- (2) 後援 (協賛) 地区市民運動会実施委員会において適当と認め、承認を求めた団体

3 開催単位

小学校通学区域、公民館区単位

4 期日・会場

期日・会場等は、地区市民運動会実施委員会において決定する。

(9～10月を中心に開催することが望ましい。)

5 開催方針

- (1) 地区市民を対象として、社会教育行事として開催する。
- (2) 大会運営を円滑にするために、地区関係者をもって地区市民運動会実施委員会を設置する。
- (3) 競技種目・レクリエーション種目を適当に採用し、老若男女を問わず広い層から参加できるように努める。
- (4) 健康安全に留意し、特に事故防止に万全を期する。（市が傷害保険に一括加入する。）※本市在住の方のみ（在勤は対象外）
- (5) 経費はできるだけムダを省き、実質的運動会にしよう努める。

6 補助金等

- (1) 要項・プログラム作成は、地区市民運動会実施委員会が行う。
- (2) 開催経費として、スポーツ協会から地区市民運動会実施委員会に補助金を交付する。
補助金額は世帯割と均等割の合計とし、補助金の取扱いについては、「一般財団法人前橋市スポーツ協会補助金等交付規則」による。

